



三労発基 0514 第 2 号
令和 3 年 5 月 14 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三 重 労 働 局 長
(公 印 省 略)

職場における熱中症予防対策の徹底について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます

厚生労働省においては、職場における熱中症を予防するため、毎年、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、関係団体各位のご協力のもと、各種の取組を推進しているところですが、のとおり、全国の熱中症による休業 4 日以上の業務上疾病者数は依然として高止まりしており、死亡に至る事例も後を絶たない状況にあります。(別添 1)

三重県内においては、令和 2 年の熱中症による休業 4 日以上の業務上疾病者数は 10 人（前年比 6 人減少）、労災の新規受給者数は 129 人（前年比 54 人減少）となりましたが（別添 2）、本年 4 月には既に県内一部の地域で夏日（気温 25℃以上）を記録するなど、予断を許さない状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出機会が減少し、暑さに体が慣れていない労働者が多くなることが予想されるなど、例年以上に熱中症予防対策を徹底する必要があります。

つきましては、会員事業場等に対して、「職場における熱中症予防基本対策要綱」及び「STOP！熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」（別添 3、4）に基づく、熱中症予防対策の徹底について、一層の周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、各要綱のポイントをまとめたリーフレット（別添 5）を作成しましたので周知に際しご活用ください。

三重労働局熱中症予防対策特設ページ（リーフレット等ダウンロード先）



https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/20171219_00031.html